特別会計昭和39年度岩室村広域簡易水道歳入歳出決算書

歳入 科目	予算現額	収入済額	収入未済額	歳入合計に対する割合 %
1 分担金及負担金	568,000	1,003,500	44,000	6.8
2 使用料及手数料	8,636,000	8,415,779	68,792	56.7
3 繰入金	1,500,000	1,500,000		10.2
4 繰越金	955,000	1,935,506		13.0
5 諸収入	780,000	709,148	3,011	4.7
6 雑入	1,000	14,200		0.1
7 国庫支出金	1,257,000	1,257,000		8.5
8 村債	0			
歳入合計	13,697,000	4,837,126	115,803	100.0

歳出 科目	予算現額	支出済額	歳出合計に対する割合 %
1 総務費	4,277,000	4,111,561	31.8
2 業務費	2,122,000	1,707,931	13.2
3 受託事業費	775,000	691,754	5.4
4 公債費	4,475,000	4,474,440	34.6
5 予備費	71,000	1,930,368	
6 災害復旧費	1,977,000		15.0
歳出合計	13,697,000	12,916,054	100.0

歳入歳出差引残額1,921,072円翌年度へ繰越

特別会計昭和39年度岩室村間瀬簡易水道歳入歳出決算書

歳入 科目	予算現額	収入済額	収入未済額	歳入合計に対する割合 %
1 分担金及負担金	5,000	13,600		0.5
2 使用料及手数料	870,000	836,985	2,380	35.5
3 繰越金	61,000	193,232		8.1
4 諸収入	59,000	8,307		0.3
5 雑入	2,000			
6 寄附金	595,000	595,000		25.80
7 繰入金	700,000	700,000		29.80
歳入合計	2,292,000	2,347,124	2,380	100.0

歳出 科目	予算現額	支出済額	歳出合計に対する割合 %
1 総務費	485,000	391,800	19.5
2 業務費	114,000	35,535	1.8
3 受託事業費	56,000	7,640	0.3
4 公債費	283,000	282,200	14.0
5 予備費	9,000		
6 建設費	1,345,000	1,295,000	64.4
歳出合計	2,292,000	2,012,175	100.0

歳入歳出差引残額334,949円翌年度へ繰越

特別会計昭和39年度岩室村農業共済歳入歳出決算書

歳入 科目	予算現額	収入済額	収入未済額	歳入合計に対する割合 %
農作物共済勘定	2,497,000	887,547	—	22.0
家畜共済勘定	1,513,000	593,085	—	14.7
業務勘定	3,257,000	2,549,900	—	63.3
歳入合計	7,267,000	4,030,532	—	100.0

歳出 科目	予算現額	支出済額	歳出合計に対する割合 %
農作物共済勘定	2,497,000	144,420	4.3
家畜共済勘定	1,513,000	626,541	18.9
業務勘定	3,257,000	2,549,900	76.8
歳出合計	7,267,000	3,320,861	100.0

歳入歳出差引残高709,671円

内　農作物共済勘定　743,127円　法定積立金へ積立

家畜共済勘定　△33,456円　翌年度へ繰越

集合主税方式を廃止
税目別納税にかわる

昭和40年度までは、村税の各税目を合算して『集合主税』として、6月から翌年3月までの10期納税を実施して参りました。

この方法は、税法上規定外の方法で、県地方課から、地方税法に従って改正するよう、強く要望されていました。

これは、納税者の便をはかって、特例として採用されていたものですが、一方では、毎月の納税額の内訳がはっきりしないで、不便だという声もありました。

岩室村では、3月の議会で、村税条例の改正を議決されましたので、健康保険税を除く各税目を、税法規定本来の期別納税に変更することにしました。

村勢発展の基礎は、納税にあることを、充分ご承知の納税義務者各位が、本年度も、一層のご理解とご協力を賜り、一〇〇%完納が実現できますよう、お願いいたします。

各税目の納期は、次の通りです。

◎村県民税（4期）　6月・8月・11月・1月

◎固定資産税（4期）　4月・7月・10月・12月

◎軽自動車税（全期）　5月

◎健康保険税（10期）　6月～3月

固定資産税の改正

今開かれている第五十一国会に提出された、地方税法改正案のうち、住民税に関することは、前号であらましお知らせした通りですが、特に激しい論議を呼んだ固定資産税問題が、政府案の一部修正で、衆院を通過しましたので、そのあらましをお伝えします。

主な改正点は、新評価額上昇割合による負担調整と、免税点の引上げの二点です。

◎上昇割合による増

農地を除く、土地の新評価額（昭和39年度の新評価額）を、旧評価額（昭和38年度の評価額にくらべて、その上昇割合によって、課税標準額を引上げようとするものです。

その上昇率が

3倍未満……1割増
3倍以上8倍未満……2割増
8倍以上……3割増

岩室村では、8倍以上の該当はなく、一部の地区を除くと、大部分が3倍未満になっています。

◎免税点の引上げ

土地（農地を含むすべての土地）の免税点を

2万四千から8万円に
家屋の免税点を
3万円から5万円に
償却資産の免税点を
15万円から30万円に

この改正によって、免税点以下の小規模所有者は、固定資産税がなくなり、免税点以上の所有者は、宅地や山林の部分が若干増額されることになります。

今、税務課の係で、4月の第1期納税に間に合うように、計算しております。

40年度中の寄附者名簿

昭和40年4月1日から41年3月31日までの1年間に、岩室村へ寄附された方々をご紹介いたします。誠に有難うございました。厚くお礼申し上げます。

（敬称略）

一、**鉄製ブランコ一基**（価格金三、〇〇〇円）
岩室村間瀬保育所へ　間瀬　森田　満

一、**幼児用ジャングルジム一基**（四五、〇〇〇円）
岩室村立西保育所へ　西保育所母の会代表　堀川　薫

一、**卓子**（六人用）**九個、椅子**（一人用）**六〇個**（八二、〇〇〇円）
和納季節保育所へ　和納季節保育所母の会代表　星野れい子

一、**鉄製ジャングルジム**（九八、〇〇〇円）
和納小学校へ　和納　横山喜八郎

一、**四人乗りブランコ一基**（五〇、〇〇〇円）
和納小学校へ　和納　本田　啓蔵

一、**教室備付用手洗器二五ケ**（七四、五〇〇円）
岩室村立西保育所　西保育所母の会代表　後藤　一枝

一、**給食用カッポウ着、帽子一二〇組**（三八、一〇〇円）
和納小学校へ　和納小学校PTA代表　会長　武田　コウ

一、**ベビーオルガン**（一四、〇〇〇円）
岩室村立西保育所　西保育所母の会代表　後藤　一枝

一、**教室用カーテン**（一七、七七〇円）
和納小学校へ　和納小学校PTA代表　会長　武田　コウ

一、**理科観察池一ケ**（三五、三〇〇円）
和納小学校へ　和納小学校PTA代表　会長　武田　コウ

一、**輪投二組外七品**（三、〇〇〇円）
岩室村間瀬保育所　間瀬保育所母の会代表　河部　カソ

田植賃金きまる
1食付（中食）900円

3月28日開かれた区長会議で，岩室村の田植賃金は1食付900円ときまりました。
みんなで次のことを守りましょう。

1. 田植の賃金は1食付（中食）900円とする。
2. 就労時間は午前6時半頃から実働概ね10時間とする。
3. 賄は100円以内とし，その場で食べられるもの以外はつけない。
4. 土産品（菓子，手拭，折箱等）は廃止する。
5. 賃金の支払は農協の賃金袋を利用しましょう。

田植援農者の斡旋について

一土地（畑）七畝一九歩
岩室村立和納保育所建設敷地
代表　和納区長　池上　源蔵

新規学卒者と農業基幹労働力の他産業への就業により農家の労働力は最近著しく激減しており、一カ月半後に迫った田植時の労働力の確保に鋭意努めておられることと思われます。

このような事態を幾分なりとも緩和すべく田植労務者の斡旋方を巻職安に依頼したところ、柏崎方面から五月十五日から十九日の五日間に延二〇〇人の応援を得られることになりましたので希望農家は早急に農業構造改善課に申込ください。

記

一、賃金　一日九〇〇円の外に旅費若干

二、就労時間　午前六時～午後六時　実働時間一〇時間　詳細のことは農業構造改善課に問い合せください。